

令和6年度

中山間地域コミュニティビジネス支援事業 応募の手引き

地域の人材や資源を活用し、中山間地域の活性化・課題の解決に取り組む住民組織に補助金を交付します。

【募集期間】

令和6年 **6**月**24**日(月)～ **8**月**15**日(木)



お問い合わせ先

三原市経営企画部地域企画課（市役所4階）

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848 (67) 6184 FAX 0848 (64) 7101

Eメール chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

《目次》

1	制度の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（１）制度の目的	
	（２）制度の流れ	
2	応募の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（１）応募できる団体	
	（２）補助対象となる事業	
	（３）補助金額・補助回数	
	（４）補助対象経費	
	（５）募集期間	
	（６）提出書類	
	（７）提出方法	
3	審査・選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（１）事前審査	
	（２）事業審査	
4	補助金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	収益納付・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	事業経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	●申請書類記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	7

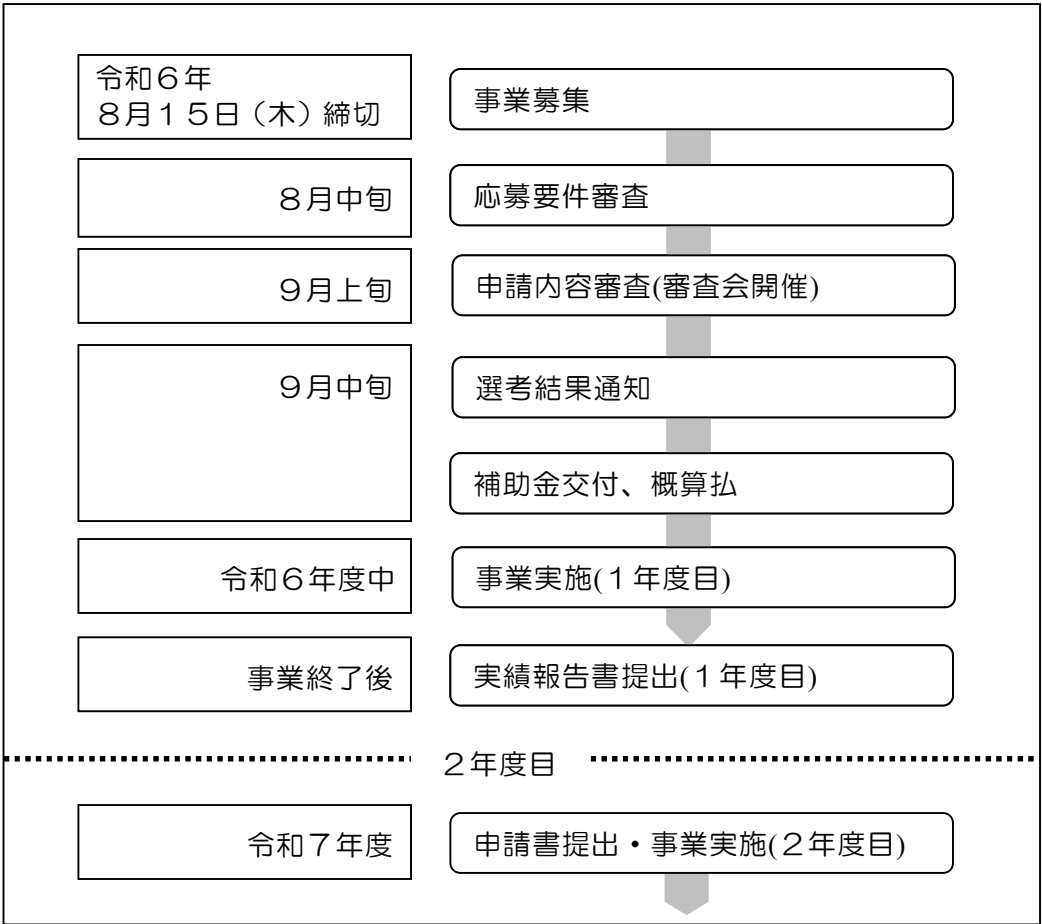
1 制度の概要について

(1) 制度の目的

中山間地域コミュニティビジネス支援事業は、三原市の中山間地域内において、地域住民が主体となって地域資源（ヒト・モノ・コト）を活用し、新たな産業等を創出することで、地域課題の解決を図るとともに地域の活性化を促進することを目的としています。

(2) 制度の流れ

令和6年度に実施する事業の募集から事業完了報告までの流れは次のとおりです。



2 応募の手続き

(1) 応募できる団体

次の要件をすべて満たす団体が応募できます。

- ① 三原市住民組織協力費交付要綱（平成20年三原市要綱第39号）に基づき認定された住民組織又は住民組織で構成された連合組織のうち、三原市中山間地域活性化基本方針に基づき、地域計画を策定・推進している団体であること
- ② 地域住民が主体となって、地域の人材や資源を活用し、ビジネスの手法により、地域の課題を解決する事業（コミュニティビジネス）を行う又は行う予定であること
- ③ 宗教活動や政治活動を目的とした事業を実施しないこと
- ④ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと
- ⑤ 組織運営に関する会則、規約等を定めており、将来も活動を継続する団体であること

(2) 補助対象となる事業

補助金交付決定日から令和7年3月31日までに完了する事業で、地域住民が主体となって、地域資源（ヒト・モノ・コト）を活用し、ビジネスの手法により、中山間地域の活性化・課題の解決に資する事業が対象となります。また、対象となる事業に着手した年を初年度とし、10年間の事業継続を補助金交付の条件とします。

（例）①福祉（買い物支援サービス、家事サービスなど）

②まちづくり（地域カフェ等観光交流施設運営、空き家活用など）

③環境（環境保全、エコツーリズムなど）

④農業（特産品づくり、グリーンツーリズム、農作物物販など）

⑤IT 関連（リモートワークの推進など）

⑥その他

ただし、次の事業は対象外とします。

- ・市が実施する他の財政的支援制度と重複して対象とするもの
- ・事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属するもの
- ・当該事業に対する申請団体の経費負担がないもの
- ・政治及び宗教を目的とする事業を行うもの
- ・その他公序良俗に反する等事業として適当でないと認められるもの

(3) 補助金額と補助対象経費

①補助金額と補助対象経費

補助の対象となる経費は事業の実施に直接要する次の経費です。

補助対象経費	補助金額	説 明	対象経費
施設改修等経費 (初年度のみ)	【初年度のみ】 上限 300万円 (補助率9/10)	次のいずれかに該当する経費 (1) 事業に必要な施設の改修に係る経費 (2) 事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又は貸借・リースに係る経費(ただし、土地の取得、造成及び補償に関する経費を除く。)	工事請負費 使用料・賃借料 備品購入費
事業運営経費 (初年度・翌年度)	【初年度】 上限 100万円 (補助率4/5) 【翌年度】 上限 50万円 (補助率4/5)	次のいずれかに該当する経費 (1) 地域資源を活用した新商品の企画・販売促進に係る経費 (2) P R イベント開催等に係る経費 (3) 1件当たりの取得価格が50万円未満の備品、機械、器具等に係る経費	報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 燃料費 通信運搬費 保険料 手数料 委託料 使用料・賃借料 備品購入費

②経費種目の例

経 費 種 目	経 費 例
(1)工事請負費	・建物及び工作物の設置、改修などに係る経費
(2)報償費	・講師、専門家、出演者、協力者などへの謝金 ・お礼を品物で渡す場合の商品購入代金など
(3)旅費	・講師、専門家、出演者等への交通費、宿泊費 ・団体に所属する者(会員等)の視察、研修などの参加に必要な交通費、宿泊費(宿泊費は片道100kmを超える場合に限る。) ・参加者の送迎など、事業に必要なガソリン代
(4)消耗品費	・資料、チラシなどの用紙、材料、文具、書籍などの購入費
(5)印刷製本費	・資料、チラシ、ポスター、パンフレットなどの印刷費 ・コピー代、写真の現像・プリント代など
(6)燃料費	・事業に必要なガソリン、軽油、灯油、など
(7)通信運搬費	・事業実施の案内や資料を送付するための郵便料、送料
(8)保険料	・ボランティア保険、行事保険などの保険料
(9)手数料	・講師謝金などの振込手数料、クリーニング代など
(10)委託料	・専門的知識、技術などが必要な事業の一部を委託するための費用
(11)使用料・賃借料	・会場使用料、器具・物品などのリース・レンタル料、バスの借上料など
(12)備品購入費	・事業に使用する機械、機材、備品などの費用(ただし、事業に必要不可欠なものであること。)
(13)その他の経費	・その他、事業の実施に必要な経費で市長が必要と認めた経費

※消費税及び地方消費税以外の租税公課を除きます。

※工事請負費及び1件当たりの取得価格が50万円以上の備品購入費については、施設改修等経費（初年度のみ、上限300万円）とします。

《補助対象外経費》

- (1) 飲食費
- (2) 団体に所属する者（会員等）に対する報償費及び使用料・賃借料等
- (3) 領収書等により団体が支払ったことを確認できない経費
- (4) その他交付の対象として適切でないと認められる経費

(4) 募集期間

令和6年6月24日（月）～令和6年8月15日（木）【必着】

※募集期間内に書類が整わない事例が見受けられますので、お早めにご相談ください。

(5) 提出書類

次の書類（原則としてA4サイズ）を提出してください。

電子申請を希望される場合は、次のフォームから申請をしてください。



電子申請はこちら

- ① 三原市中山間地域コミュニティビジネス事業提案書（様式第1号）
- ② 三原市中山間地域コミュニティビジネス事業計画書（様式第2号）
- ③ 三原市中山間地域コミュニティビジネス事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 事業所等の位置図
- ⑤ 事業計画図面（改築工事等を行う場合において、事業所等の平面図、正面図及び配置図）
- ⑥ 改修工事及び運営に係る費用の見積書の写し
- ⑦ 改修工事を行う物件及び事業所等の写真（外観及び屋内の状態が確認できるもの）
- ⑧ 市税等の納税証明書及び非課税証明書（三原市に納税義務がある者である場合）
- ⑨ 納税等に関する誓約書（様式第4号）（三原市に納税義務がない者である場合）
- ⑩ 意見書（様式第5号）
- ⑪ その他市長が特に必要と認める書類

(6) 提出方法

申請書類を次の提出先までご持参いただくか、郵送してください。

また、申請にあたって、不明な点があれば、地域企画課までお問い合わせください。

《提出先・お問い合わせ先》

三原市経営企画部地域企画課（市役所4階）

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848 (67) 6184 FAX 0848 (64) 7101

Eメール chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp

3 審査・選考方法

(1) 応募要件審査

地域企画課において、応募要件の審査を行います。

(2) 申請内容審査(審査会開催)

三原市中山間地域コミュニティビジネス支援事業審査会で提出書類に基づいて、申請内容の審査を行います。なお、審査会において、申請者に対し、ヒアリングを行う場合があります（実施する場合は、事前に連絡します。）。

その審査結果を参考に、市が事業への補助を決定します。

審査結果及び補助の可否については、申請団体へ文書で通知します。

【審査のポイント】 審査会では、主に次の点を審査します。

	審査項目	評価視点
1	事業の公益性	・ 不特定多数の市民の利益、市民サービスの向上につながる事業であるか。 ・ 一部の地域や個人・団体に利益が集中しすぎていないか。
2	事業の必要性	・ 市民に必要とされる事業であるか。 ・ 地域課題、公共的課題を的確に把握し、課題解決につながる事業となっているか。
3	事業の先駆性・独創性	・ 団体の特性を生かした先進的で創意工夫のある事業であるか。 ・ 新しい視点、手法で取組む事業であるか。
4	事業計画の妥当性	・ 活動の内容、規模に合った予算となっているか。 ・ 実現可能な事業内容、運営体制となっているか。
5	継続性・発展性 (団体の将来性)	・ 事業実施後も引き続き団体の活動を継続、発展させていくことが期待できるか。 ・ 地域外の団体との連携が図られているか。

4 補助金の交付

補助金は原則として事業終了後に支払うこととなりますが、必要と認める場合は、補助金を概算で支払い、事業終了後に精算を行うことも可能です。

5 実績報告

事業完了後30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ① 三原市中山間地域コミュニティビジネス支援事業完了報告書（様式第10号）
- ② 施設改修等経費及び事業運営経費が確認できる書類（領収書等）
- ③ 補助事業により取得した機械、設備、器具、備品等の写真（外観等状態が確認できるもの）
- ④ 改修工事を行った事業所等の写真（外観及び屋内の状態が確認できるもの）
- ⑤ 改修工事を行った事業所等の図面（平面図、正面図及び配置図）
- ⑥ 改修工事契約書の写し
- ⑦ 事業実施に係る許認可関係書類（許可、認可、登録等を必要とする場合に限る。）
- ⑧ その他市長が特に必要と認める書類

【関係書類の整理等について】

補助金の交付を受けた団体は、補助を受けた事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿（予算書・決算書、出納簿等）やその証拠書類（領収書等）を、事業終了年度の翌年度から5年間又は補助金により取得した財産の処分制限期間を経過するまでの間保管してください。

6 収益納付

補助事業の成果等によって、収益の全部又は一部を、次のとおり、市に納付していただく場合があります。

- ① 補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業完了時までに直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付します（概算交付している場合は、事業終了後に精算します）。
- ② 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から14日以内に、市にその旨を報告してください。市は、当該報告に基づき、納付額を算定し通知します。

7 事業経過報告

コミュニティビジネスに着手した年度から10年間、各年度の末日までに三原市中山間地域コミュニティビジネス支援事業実施状況報告書（様式第13号）と（次年度以降の事業展望に関する）意見書（様式第5号）を市長へ提出してください。

8 その他

事業開始に関連して、次のことにご注意ください。

①団体の法人格等について

団体が法人格を取得していない場合や地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた認可地縁団体としての認可を受けていない場合、団体で取得する車両や建物（プレハブ等）の登録・登記が個人名（代表者名）となります。

個人の財産と混同される恐れがありますので、認可地縁団体としての認可を受ける等法人格を取得する方法をご検討ください。

②税金等について

団体が事業を開始すると、法人市民税や固定資産税等が課税される場合があります。詳しくは、税務署又は市税務担当課（市民税課〈法人市民税〉：0848-67-6031、資産税課：0848-67-6039）にお問い合わせください。（例え、収益が出ない場合であっても、課税される場合があります。）

※法人市民税：三原市内に事務所や事業所などがある法人（会社など）や人格のない社団などにかかる税金

※固定資産税：①事業のために用いる土地・家屋及び①以外の有形固定資産である「償却資産」に対しかかる税金

③許認可関係について

団体が事業を開始するにあたり、事業の内容によっては、許可・認可・登録等が必要となる場合があります。（例：旅館業の許可、飲食店営業許可、旅行業の許可など）

また、関連して、建築基準法や消防法などの関係法令を遵守してください。

提案書等記入例

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

三 原 市 長 様

提案団体

（所在地） 三原市●●町▲▲番地□

（名 称） ●●●●●会

（代表者名） 会長 ○ ○ ○ ○ ⑩

三原市中山間地域コミュニティビジネス事業提案書

三原市中山間地域コミュニティビジネス
規定により、関係書類を添付して次

①活用する地域資源（ヒト・モノ・コト）
②解決したい地域課題
③取り組む事業内容
④実現したいこと、活性化につながることを具体的に記入してください。
団体独自の視点を入れて記入してください。

1 計画している事業

事業の概要	（例） ○○地域では近年○○に悩まされており、地域住民組織の維持が困難となってきた。 そのため、○○町内会は○○の地域課題を解決するために、○○地域の資源である○○を使って、○○事業を行う。
-------	--

2 添付書類

- (1) 三原市中山間地域コミュニティビジネス事業計画書（様式第2号）
- (2) 三原市中山間地域コミュニティビジネス事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業所等の位置図
- (4) 事業計画図面（改築工事等を行う場合において、事業所等の平面図、正面図及び配置図）
- (5) 改修工事及び運営に係る費用の見積書の写し
- (6) 改修工事を行う物件及び事業所等の写真（外観及び屋内の状態が確認できるもの）
- (7) 市税等の納税証明書及び非課税証明書（三原市に納税義務がある者である場合）
- (8) 納税等に関する誓約書（様式第4号）（三原市に納税義務がない者である場合）
- (9) 意見書（様式第5号）
- (10) その他市長が特に必要と認める書類

団体が法人格等を有している場合、それを証明する書類の写しを添付してください。

三原市中山間地域コミュニティビジネス事業計画書

- 1 事業所所在地：三原市●●町■■番地

（予定を含む）

敷地面積： ●● m²

- 2 事業所所有者氏名： ●● ●●

（申請者と所有者が異なる場合記載。契約書等の所有者の了解が確認できる資料の添付）

- 3 コミュニティビジネス概要（事業の内容、解決を図る地域課題）

様式第1号「事業提案書」記載の事業概要を記載

- 4 地域計画の推進状況とコミュニティビジネスとの関係

（これまでの地域計画の推進内容とコミュニティビジネスとの関係性）

地域計画（地域ビジョン）を基とした取組と、今回提案するコミュニティビジネスとの関係性を記載してください。

例）地域計画（地域ビジョン）の○○の取組を改良・拡大する。

地域計画（地域ビジョン）に記載している○○の取組を行う。

5 補助対象事業内容

(1) 施設改修等

構 造：鉄筋コンクリート造

床 面 積：計 550 m²

(1階 280 m²、2階 270 m²、3階 m²、4階 m²)

建築年月：昭和●年●月●日

増改築等年月日：平成■年■月■日

改修等費用：●, ▲■●, ▲■●円(別紙のとおり)(見積書添付)

改修概要：

改修の内容と改修が必要な理由を併せて具体的に記入してください。

(2) 事業運営

費 用：▲, ▲■●, ▲■●円(別紙のとおり)(見積書添付)

概 要：

内容と事業運営のために必要な理由を併せて具体的に記入してください。

6 補助対象事業スケジュール

改修工事着手予定日：■年 ■月 ■日

改修工事終了予定日：▲年 ▲月 ▲日

事業完了予定日：▲年 ●月 ●日

コミュニティビジネス開始予定日：▲年 ●月 ▲日

7 他団体(非営利活動団体・法人等)との連携状況・今後の取組

※連携している他団体の組織図、団体運営に関する会則・規約等を添付

・現在と将来において、地域内外の法人・団体等との連携状況や役割分担、活用する分野について、記入してください。(見込みを含む)

・団体に何が不足していて、他の法人・団体と連携することで、何を補い、効果的に事業を実施することができるのかという視点で記入してください。

8 収支計画

別紙 様式第3号「三原市中山間地域コミュニティビジネス事業収支予算書」のとおり

9 事業実績（類似業務についての実績等）

これまで実施した同様の取り組み（事業化に向けた研究・検討した内容を含む）や地域資源（ヒト・モノ・コト）を活用した取り組みを記入してください。

10 将来展望（今後のコミュニティビジネスの展開と効果について）

・この事業に関して、取組の継続・拡大といった今後の予定を記入してください。
・この事業により、市民や地域がどのようなになって、どんな地域課題の解決や地域の活性化の促進が実現できるのかという視点で記入してください。

11 運営体制

※組織図、団体運営に関する会則・規約等を添付
運営統括者

氏 名： ○ ○ ○ ○

雇用形態： 無

役員・職員等 ● ● ● ● ● 会 代表

○氏 名： ■ ■ ■ ■

役職等： ● ● ● ● ● 会 副代表

○氏 名： ▲ ▲ ▲ ▲

役職等： ● ● ● ● ● 会 事務局

○氏 名：

役職等：

12 他に受ける予定の補助金・助成金等の有無

④ ・ 無

○助成制度名：(公財)〇〇□□財団地域づくり応援制度

助成内容：備品(△△△)の購入支援

●●●, ●●●円

申込窓口：(公財)〇〇□□財団

東京都千代田区●●●●

03-●●●●-□□□□

○助成制度名：

助成内容：

申込窓口：

○助成制度名：

助成内容：

申込窓口：

対象経費内訳

補助対象経費	経費種目	費用	内 容
施設改修等経費	工事費請負費	2,500,000円	販売所の外観及び トイレ改修
	備品購入費	500,000円	業務用オープン購入
事業運営経費	報償費	50,000円	商品開発時の講師謝金
	旅費	50,000円	視察費用 (〇〇市へ販売所の視察)
	消耗品費	150,000円	文具、資料等購入費
	印刷製本費	200,000円	PRイベント開催チラシ印刷費
	保険料	50,000円	PRイベント保険料
	使用料・賃借料	100,000円	PRイベント会場費
	備品購入費	400,000円	調理器具購入費

様式第3号（第6条関係）

三原市中山間地域コミュニティビジネス支援事業収支予算書

事務所等購入価格	0	円	
事務所等年間賃貸費用	0	円	
増改築費用	2,500,000	円	（販売所改築）
諸費用	600,000	円	（チラシ配布費用，商品開発費用など）
設備等費用	900,000	円	（50万円未満の備品購入など）
借入金	0	円	（融資条件 金利 % 年固定 元金均等払い・元利均等払い）
自己資金	500,000	円	（※通帳，残高証明書等の写しを添付）
補助金	3,500,000	円	（内訳 施設改修等経費分 2,700,000円，事業運営経費分 800,000円）
年間租税公課（D）	10,000	円	（固定資産税等）
年間修繕費（税込）（E）	120,000	円	
年間管理費（税込）（F）	120,000	円	
年間収入（税込）（A）	480,000	円	

（円）

経過 年数	事業収入 ※補助金除く （A）	元金返済額 ※借入する場合 （B）	支払利息 ※借入する場合 （C）	租税公課 （D）	修繕費 （E）	管理費 （F）	収益 （A－B－C－D－E－ F）
1	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
2	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
3	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
4	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
5	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
6	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
7	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
8	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
9	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
10	480,000	0	0	10,000	120,000	120,000	230,000
						収益合計	2,300,000

年 月 日

団体が所在する地域の商工会議所又は
商工会の経営指導員による、コミュニ
ティビジネスに対する意見書。

※三原臨空商工会(久井、本郷、大和)
三原商工会議所(旧三原地域)に意見
書の依頼をお願いします。

所 属

経営指導員

印

意 見 書

(三原市中山間地域コミュニティビジネス支援事業補助金交付申請添付用)

_____の事業について、経営指導した内容は、次のとおりです。

1 指導日 年 月 日

2 経営指導を受けた者

三原市●●町▲▲番地□

●●●●●会 ○ ○ ○ ○

3 事業等の実施場所(予定を含む)

三原市

4 業種・業態

5 事業開始(予定)日

6 補助事業の具体的な内容

7 事業計画に対する意見(適正、不適正、改善を要する点等)